

2023年
7月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

皆様の取り組みが
保険料の引き下げ
につながる!!

インセンティブ制度をご存じですか

インセンティブ制度の仕組み

- 協会けんぽ全支部の健康保険料率(後期高齢者支援金の部分)の中に0.01%をインセンティブ制度の財源として設定します。
- 5つの評価指標により点数化・順位付けを行い、**上位15支部**の健康保険料率に対して、得点に応じたインセンティブが付与されます。(取り組み実績は翌々年度の保険料率に反映されます)

協会けんぽ
奈良支部

の実績

令和2年度
奈良支部の総合順位
15位

令和3年度
奈良支部の総合順位
2位

5つの評価指標の概要と皆さまにお願いすること

1 特定健診等の実施率

令和3年度
22位

- 協会けんぽの健診(生活習慣病予防健診)を受ける協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の場合は健診結果データを協会けんぽにご提出いただくようお願いします(詳しくは裏面をご覧ください)。

2 特定保健指導の実施率

令和3年度
19位

- 特定保健指導の対象となったら特定保健指導を受ける
被保険者様が対象の場合は協会けんぽから事業所様へ「特定保健指導のご案内」をお送りします。対象者様全員がお受けいただけるよう調整をお願いします。

3 特定保健指導対象者の減少率

令和3年度
1位

- 特定保健指導を受けた場合は保健師等の指示に従い、最後まで続ける
- 特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから健康づくりを心がける

4 医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者の医療機関受診率

令和3年度
2位

- 従業員の健診結果を把握し、「要治療」「要再検査」の従業員に受診を勧奨する
医療機関への受診が必要な方には個別に協会けんぽから受診のご案内をしています。

5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和3年度
25位

- 医療機関で薬の処方を受ける際には医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品」を希望する旨を伝え、積極的に利用する

インセンティブ制度について
詳しくはこちらをご覧ください



よくある質問



Q 各指標の評価の仕組みはどのようになっていますか?

A 各指標の順位は、**対前年度の上昇幅や上昇率が影響**するため、実際の実績値の順位とは異なります(指標3を除く)。

Q 成績は事業所ごとに評価されますか?

A **事業所ごとではなく支部(都道府県)ごとに評価**され、保険料率が決定されます。奈良支部にご加入の一人ひとりの行動の積み重ねが重要になります。

Q インセンティブ制度により健康保険料率はどの程度引き下げとなっていますか?

A 令和5年度の奈良支部健康保険料率は**10.14%**となり、新型コロナウイルスの影響による医療機関受診動向の変化や高齢者医療に係る拠出金等の要因により引き上げとなりました。一方、インセンティブ制度の導入が無ければ**10.22%**の保険料率となる見込みでしたが、**皆さまの健康への取り組みに対する評価が全国2位となった結果、インセンティブが付与**され、保険料率の上昇幅が抑制されました。

定期健診結果の提出にご協力ください

協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、**40歳～74歳の被保険者様(お勤めされている方)**の定期健診結果データの提供を事業主様にお願いしています。

医療保険者(協会けんぽ)に提供することが義務付けられています。

保険料率の引き下げにつながります

✔ 「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条第2項および第3項)」で、事業主様が健診結果を医療保険者(協会けんぽ)に提供することが義務付けられています。

✔ なお、「個人情報保護法」の「法令に基づく場合」に該当するため、**受診者本人の同意は不要**です。

✔ 協会けんぽが平成30年度より実施している「インセンティブ制度」の評価指標の1つである特定健診等の実施率に加算され、奈良支部の健康保険料率の引き下げにつながります。

健診結果を提出することで受けられるサポート

1 特定保健指導を実施します 対象:40歳～74歳の被保険者(お勤めされている方)

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、保健師または管理栄養士が面談を行い、健診結果や生活習慣に応じた改善策と一緒に考えるなど、生活習慣改善のアドバイスを行います。

2 職場の健康づくりに役立つ「事業所カルテ」を提供します

血圧・血糖・脂質・喫煙率等の事業所ごとの健診結果データの特徴が分かる「事業所カルテ」を「**職場まるごと健康宣言**」にご参加いただいている事業所様へ提供します。

※個人情報保護の観点から、健診結果データが10名以上ある事業所のみが対象です。

生活習慣病予防健診を受けている場合も同じサポートを受けることができます!

すべて無料でご利用いただけます



定期健診結果ご提出の方法

定期健診を受診している健診機関が協会けんぽと契約している健診機関かどうかを当支部ホームページでご確認いただき、以下のいずれかを当支部までお送りください



定期健診受診機関は協会けんぽと契約が

奈良県内38機関(R5.4月時点)

ある

ない



同意書をご提出ください

健診を受けた健診機関から、対象者の健診結果を協会けんぽへ提供することに対し、事業所の同意が必要です。



**協会けんぽ
奈良支部**

(送付先住所は下記のとおり)

健診結果の写しと同意確認書をご提出ください

提供義務のない項目を含んだ健診結果の写しの提供については、受診者(従業員)の同意をご確認の上、同意確認書をご提出ください。

契約健診機関一覧や同意書の様式等、詳しくはこちらをご覧ください



※ご提出後、健診結果の判定により、特定保健指導の対象者がおられる場合は順次ご案内をお送りします。
※生活習慣病予防健診を利用された場合は定期健診結果のご提出は必要ありません。